

静岡県後期高齢者医療広域連合告示第19号

静岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第24号）第4条の規定により、平成24年度静岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成25年9月2日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 尚

## 平成 24 年度静岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく県内関係市町からの派遣職員で構成されており、職員は、派遣元の市町と広域連合との身分を併任しています。

#### (1) 職員数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	対前年増減数
職員数	総 数	29 人	27 人	- 2 人
	うち女性職員	4 人	3 人	- 1 人

#### (2) 職員の任命等の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	併任発令者数	併任解除者数
人 数	16 人	17 人

#### (3) 年齢別職員数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	29 歳以下	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60 歳以上
職員数	2 人	7 人	6 人	6 人	4 人	1 人	1 人	0 人

#### (4) 職員の平均年齢（平成 25 年 4 月 1 日現在）

39.38 歳

### 2 職員の給与の状況

市町から派遣されている職員の給与は、派遣元の市町から支給されています。なお、支給額に相当する額等を広域連合から負担金として派遣元の市町へ支払うことにより、派遣職員の給与は原則広域連合が負担しています。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として1週間につき38時間45分とし、勤務の割振りは月曜日から金曜日までとしています。また、1日の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとし、その途中に1時間の休憩時間を設け、7時間45分としています。

#### (2) 休暇の状況

休暇には、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇及び介護休暇があります。休暇の内容及び取得状況は次のとおりです。

##### ア 年次有給休暇

年次有給休暇は、1年度（4月1日から3月31日まで）につき20日与えられます。年の中途中で採用された職員には、その年の在職期間に応じて日数が決められます。また、その年度中に使用しなかった年次有給休暇は、20日を限度に翌年度に繰り越すことができます。なお、各職員の休暇の日数及び繰越制度については、それぞれの派遣元の市町の規定を適用しています。

平成24年度における取得状況（平均使用日数）は、1人当たり11.11日でした。

##### イ 特別休暇

理 由	特に承認を与える期間
1 選挙権等の公民権行使	その都度必要と認める時間
2 証人等としての官公署への出頭	その都度必要と認める時間
3 骨髄移植のための骨髄液提供希望者としての登録又は骨髄液の提供	その都度必要と認める時間
4 ボランティア活動	1年度に5日以内
5 結婚休暇	7日
6 産前休暇	出産予定の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前から出産の日までに申し出た期間
7 産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までに申し出た期間
8 生後1年に達しない子の保育	1日2回それぞれ60分以内
9 配偶者の出産	2日以内

10 配偶者の出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は14週間）から出産日後8週間後の期間における当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育	5日以内
11 小学校就学の始期に達するまでの子の看護	1年度において5日以内
12 職員の親族の死亡	親族に応じ、10日以内で定める日数
13 父母の祭日のとき	1日
14 夏季における諸行事、心身の健康の維持等	7月から9月までの期間内において3日以内
15 災害による現住居の滅失、損壊	7日以内でその都度必要と認める期間
16 災害による交通遮断、交通機関等の事故	その都度必要と認める時間
17 災害時の退勤途上における身体の危険回避	その都度必要と認める時間
18 生理休暇	3日以内でその都度必要と認める期間
19 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査	その都度必要と認める時間
20 妊娠中の女性職員の母体又は胎児の健康保持	適宜休息し、又は補食するために必要な時間
21 妊娠中の女性職員の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日に1時間以内

#### ウ 病気休暇

職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に認められます。

平成24年度の取得件数は1件で、日数は5日間でした。

#### エ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月の期間内で認められます。

平成24年度における取得はありませんでした。

### (3) 育児休業等の取得状況

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するために休業することができる育児休業並びに小学校就学前の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（120分を限度）について勤務しないことができる部分休業及びいくつかの勤務形態から職員が希望する日及び時間帯により勤務する育児短時間勤務があります。

いずれも平成24年度における取得はありませんでした。

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分、規律の維持を目的として職員の責任を問うものです。

職員の分限処分及び懲戒処分は、広域連合と職員の派遣元の市町との協議の上で、派遣元の市町において行います。

平成24年度における分限処分及び懲戒処分はありませんでした。

## 5 職員のサービスの状況

職員のサービスの根本基準は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。当広域連合では、職員として守るべき事項を服務規程に定め、この規定に基づき職務の執行に当たっています。なお、営利企業等への従事許可については、職員の派遣元の市町と協議の上で派遣元の市町において行います。

平成24年度における営利企業等への従事許可はありませんでした。

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員は、派遣元の市町が実施する研修に参加しています。勤務成績の評定についても派遣元の市町において行われます。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福祉

職員の相互共済及び福利増進等を目的とした福利厚生制度及び共済組合制度などの諸制度については、各職員とも派遣元の市町の制度に加入しています。

### (2) 安全衛生管理

職員の健康の保持増進を図るとともに、快適な職場環境の形成に努めています。職員の健康の保持に当たっては、職員の派遣元の市町が実施する健康診断等を受診しています。

### (3) 職員の公務災害補償

公務上又は通勤途上の災害を受けた職員に対し、地方公務員災害補償法に基づく療養補償、休業補償等の各種補償を行います。なお、公務災害等の認定請求及び補償請求に当たっては、広域連合の意見書及び報告書に基づいて、職員の派遣元の市町がその事務を行います。

平成 24 年度における公務災害及び通勤災害の認定はありませんでした。

### (4) 公平委員会に関すること

職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を公平委員会にすることができます。公平委員会の事務は、静岡市に委託しています。

平成 24 年度における勤務条件に関する措置要求事案及び不利益処分に関する不服申し立て事案はありませんでした。